



公益財団法人 横山国際奨学財団  
名古屋市中区新栄二丁目 2番 7号 (夢現広小路ビル 6階)

# 公益財団法人 横山国際奨学財団

Yokoyama International Scholarship Foundation



## 奨学生 募集要項

2023年度10月期(第13期)私費留学奨学生

奨学支援期間

2023年10月~2024年9月

募集期間

2023年3月~2023年7月

私たちは、未来を担うアジアの  
留学生を支援しています!

<http://www.yokoyama-shougakuzaidan.com>

## 【財団案内】

### 設立趣旨

近年、国際間のボーダーレス化が進み、今後はますますその流れが進むことが予想されます。そのような中、互いの違いを認め合い、助け合っていくことは、国際理解、友好親善の観点から大変重要であると考えます。

その為に次の時代を担う若い世代が異国において共に学び、交流を図ることは国際間の相互理解を深め、友好親善に大きな貢献を果たすことは間違いありません。

しかし、我が国の物価水準、とりわけ授業料、住居費、生活費の高さは、留学生にとって決して良い留学環境とは言えません。その中であって、経済的困難がありながらそれに負けずに勉学に励む学生が多く来日しております。

今や世界でも有数の経済大国に発展した我が国に求められている役割はますます大きくなり、中でもアジア諸国の発展のために様々な分野において協力し、円滑な関係を維持する必要があることは特に重要な役割です。

そこで、このたびアジア諸国の若者が我が国での留学生生活を通じてお互いに理解を深めあい、明日のアジアを担う原動力となることを願って、ここに関係各方面のご賛同を得て、横山国際奨学財団を設立いたしました。

彼らが地球規模の視野を持ち、国の枠組みを超えて活躍し得る人材となることを祈っております。

### 財団概要

名称：公益財団法人 横山国際奨学財団  
代表理事：横山 博一  
設立年月日：2012年8月8日(2013年9月4日より一般財団法人から変更)  
所在地：名古屋市中区新栄二丁目2番7号(夢現広小路ビル6階)  
目的：アジアを中心とした世界各国からの留学生のうち、品行方正、学術優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学援助を行い、これらをもって世界各国の友好親善及び友好な人材の育成に寄与することを目的とする。  
事業：(1) 愛知県内の大学及び大学院に在籍するアジアを中心とした世界各国からの留学生に対する奨学金の支給  
(2) その他この法人の目的達成に必要な事業

### 理事・監事・評議員名簿

代表理事	横山 博一	株式会社プロトコーポレーション	代表取締役会長
理事	澤田 貴之	名城大学 経営学部	教授
理事	加藤 博和	名古屋大学大学院 環境学研究科	教授
理事	釜賀 雅史	名古屋学芸大学 ヒューマンケア学部	教授
理事	横山 順弘	株式会社マプス	代表取締役社長
理事	織田 徹	中小企業診断士	
評議員	川本 芳裕	川本鋼材株式会社	代表取締役
評議員	辻 博之	キャブ株式会社	代表取締役社長
評議員	河野 荘子	名古屋大学大学院 教育発達科学研究科	教授
評議員	玉田 敦子	中部大学 人文学部	教授
評議員	加藤 里美	愛知工業大学 経営学部	教授
評議員	古川 千歳	愛知大学 経営学部	准教授
評議員	横山 宗久	株式会社プロトコーポレーション	専務取締役
監事	山田 知広	山田税理士事務所	代表
監事	富安 徳久	株式会社ティア	代表取締役社長

## 奨学生募集要項

当財団は、経済的困難がありながら勉学を熱望するアジアからの留学生の勉学、研究の支援を目的として設立されました。2023年度は次の事項に従い、奨学生を募集いたします。

### 応募資格

#### 1) 国籍と在留資格

日本以外の国籍を有し、アジア太平洋地域諸国(応募国籍の範囲)から、在留資格「留学：College Student」で来日している者。(家族に日本在住の外交官や駐在員、及び日本国籍者がいる者は応募資格は無く、支給開始後に該当することになった場合は、その時点で支給を停止する場合があります)  
ただし、採用上のバランスを保つため、国籍による募集制限を行う場合がある。

#### 2) 在籍大学

愛知県にある大学及び大学院(修士課程)(博士課程)に在籍する者。留年者を除く。

#### 3) 対象学年

大学生：正規生として在学している1年生、2年生、3年生の者  
大学院(修士課程)：正規生として在学している1年生の者  
大学院(博士課程)：正規生として在学している1年生、2年生の者

#### 4) 資質

優秀な学力と穏健な性格をもち、心身ともに健全な者。将来、グローバルな視点を持った指導者を目指し、国際理解と親善に貢献する意欲のある者。日本語によるコミュニケーションに支障がない者。

#### 5) 奨学金の併給

他奨学金の併給は認めない。現在受給中の他奨学金の支給期間が2023年10月以降に及ぶ場合は、その奨学金を辞退すること。ただし、当該大学の学内制度の利用に限っては併給とみなさない。(申請時に必ずその旨を記載すること)

#### 6) 交流事業への参加

年1回の「奨学生の集い」に参加すること。  
今期の交流会は2023年11月25日(土)に開催予定。

#### 7) レポートの提出

奨学金支給最終月(9月)に「奨学生レポート」を提出すること。奨学金がどのように役立ったか、又、今後の予定、将来の夢などについてまとめ、提出をすること。

#### 8) 経済的に困窮していることが客観的に認められること。

#### 応募国籍の範囲

インド	インドネシア	ウズベキスタン	オーストラリア
カザフスタン	韓国	カンボジア	キリバス
キルギス	クック諸島	サモア	シンガポール
スリランカ	ソロモン諸島	タイ	台湾
タジキスタン	中国	ツバル	トルクメニスタン
トンガ	ナウル	ニウエ	ニュージーランド
ネパール	パキスタン	パヌアツ	バブアニューギニア
パラオ	バングラデシュ	東ティモール	フィジー
フィリピン	ブータン	ブルネイ	ベトナム
マーシャル諸島	マレーシア	ミクロネシア	ミャンマー
モルディブ	モンゴル	ラオス	

※外務省の定めるアジア及び大洋州及び中央アジア5ヶ国

### 支給金額(学費及び生活費として)

大学生…月額30,000円 大学院(修士課程)…月額50,000円  
大学院(博士課程)…月額70,000円

### 人数

35名程度 内訳：大学生25名程度  
大学院(修士課程)5名程度  
大学院(博士課程)5名程度

### 奨学期間

原則1年間(毎年10月～翌年9月)ただし、継続申請や再応募を認めるので2年以上受給することも可能。  
(※選考方法は、新規応募者と同様となります)

### 支給停止等の条件

下記のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を失う。また、場合によっては奨学金の返還を求めることがある。

- ① 当該大学の学籍を失ったとき。
- ② 病気その他の事由により、学業を継続する見込みのないとき。
- ③ 学業成績不良、又は指導教員から学業の継続に不適格と認められたとき。
- ④ 応募書類等に虚偽の記述が認められたとき。そのほか、当財団の奨学生として相応しくない素行のあったとき。
- ⑤ 休学または長期にわたって欠席をしたとき。
- ⑥ その他の異動により、応募資格に該当しなくなったとき。

### 応募方法

すべての応募者は、大学(在籍中、又は進学予定)の推薦を受け、応募書類を作成し、大学を経由して提出すること。3月上旬頃募集要項と応募書類一式を各大学の学生課や留学生課など奨学金を担当する部署に届けますので、詳細は大学の窓口でお尋ねください。

#### ■ 応募書類

※応募書類は英語表記の指示がない限り、原則としてすべて日本語で作成すること。(A：所定用紙の2.4.5.については、原則応募者本人の自筆とする)

#### A：所定用紙

1. 奨学生の推薦について
2. 申込書
3. 推薦書
4. 日本に留学した理由及び自己アピール
5. 大学生 今後の学習予定  
大学院生 今後の研究計画 ※2枚以内

#### B：添付書類

1. 上級課程進学予定者は、合格通知書(コピー可。在学証明書は不要)
2. 学業成績表(現課程のものが入手不可の場合は、直前課程の成績表。コピー可)
3. 外国人登録証明書のコピー(表・裏)もしくは在留カードのコピー(表・裏)
4. 写真1枚(申込書に添付)(2023年1月以降に撮影したもの。上半身正面。5cm×3.5cm)

### 選考と採用

1. 選考は、各大学から2023年7月上旬提出期限までに提出を受けた出願書類に基づき、選考委員会を経て、理事会で決定する。
2. 選考結果は、在籍大学に対し、2023年9月上旬頃通知予定。
3. 2023年9月末の採用資格確認を経て最終決定し、2023年10月2日に支給する。(応募書類は返却しません。また、選考内容に関わる問合せには一切応じません)